

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉川市は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

吉川市長

## 公表日

令和5年12月25日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>・本事務は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与するため、子ども・子育て支援法に基づき、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行うものである。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務について、適正な事務執行に資するため使用する。</p> <p>①子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付を行うために必要な資料の提供等の求めに関する事務</p> <p>②教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等を含む)若しくは教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>③支給認定証に関する事務</p> <p>④教育・保育給付認定に係る現況届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑤職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務</p> <p>⑥教育・保育給付認定の取消しに関する事務</p> <p>⑦施設等利用給付認定若しくは施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>⑧教育・保育認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>⑨施設等利用給付認定に係る現況届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>⑩職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務</p> <p>⑪施設等利用給付認定の取消しに関する事務</p> <p>⑫地域子ども・子育て支援事業に関する事務</p> <p>なお、認定に係る申請は窓口、郵送、サービス検索・電子申請機能により受け付ける。</p> <p>・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p>
③システムの名称	子ども子育てシステム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども子育てシステム	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項、別表第一94の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条各号</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号、別表第二116の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども福祉部保育幼稚園課
②所属長の役職名	保育幼稚園課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	こども福祉部保育幼稚園課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-9528
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	こども福祉部保育幼稚園課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-9528

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月16日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・情報照会の根拠: 番号法第19条第7号及び別表2の116の項	・情報照会の根拠: 番号法第19条第7号及び別表2の116の項 ・健康福祉部保育幼稚園課 吉川市吉川二丁目1番地1 048-982-9528(直通)	事後	
平成28年4月1日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署②所属	戸張 悦男	松本 英明	事後	人事異動による変更
平成29年1月1日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署②所属	松本 英明	伴 茂樹	事後	人事異動による変更
平成29年1月16日	I 関連情報 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止	保育幼稚園課	健康福祉部保育幼稚園課 吉川市吉川二丁目1番地1 048-982-9528(直通)	事後	表記統一による変更
平成29年1月16日	I 関連情報 8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	保育幼稚園課	健康福祉部保育幼稚園課 吉川市吉川二丁目1番地1 048-982-9528(直通)	事後	表記統一による変更
平成29年1月16日	II しいき値判断項目 1 対象人数 いくつ時点の計数か	平成27年12月1日	平成28年12月1日	事後	
平成29年1月16日	II しいき値判断項目 2 取扱人数 いくつ時点の計数か	平成27年12月1日	平成28年12月1日	事後	
平成30年1月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②	各情報保有期間	各情報保有機関	事後	
平成30年1月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務② 事務の概要	小学校就学前子どもの保護者からの子どものための教育・保育給付の認定申請に対し、支給認定を行い、保護者へ結果の通知及び支給認定証の交付をする。また、当該小学校就学前子どもが、保護者の労働等により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものについては、保育必要量の認定も行う。	・本事務は、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与するため、子ども・子育て支援法に基づき、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行うものである。	事後	
平成30年1月19日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務② 事務の概要	特定個人情報以下の事務で取り扱う。認定申請者への支給認定の通知及び支給認定証の交付	・特定個人情報ファイルは、次の事務で使用する。 ①子どものための教育・保育給付を行うために必要な資料の提供等の求めに関する事務 ②支給認定若しくは支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③支給認定証に関する事務 ④現況届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤職権による支給認定の変更の認定に関する事務 ⑥支給認定の取消しに関する事務 ⑦地域子ども・子育て支援事業に関する事務	事後	
平成30年1月19日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」)別表第1の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条各号	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項、別表第一の94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条各号	事後	
平成30年1月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	・情報照会の根拠: 番号法第19条第7号及び別表2の116の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報に関する命令第59条の2	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報に関する命令第59条の2	事後	
平成30年1月19日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署②所属	伴 茂樹	本間 貴明	事後	
平成30年1月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止	健康福祉部	こども福祉部	事後	
平成30年1月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	健康福祉部	こども福祉部	事後	
平成31年1月25日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署②所属	本間 貴明	保育幼稚園課長	事後	
平成31年1月25日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止	こども福祉部保育幼稚園課 吉川市吉川二丁目1番地1 048-982-9528(直通)	こども福祉部保育幼稚園課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-9528	事後	
平成31年1月25日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する	こども福祉部保育幼稚園課 吉川市吉川二丁目1番地1 048-982-9528(直通)	こども福祉部保育幼稚園課 埼玉県吉川市きよみ野一丁目1番地 048-982-9528	事後	
平成31年1月25日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いくつ時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
平成31年1月25日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いくつ時点の計数か	平成28年12月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和1年12月23日	表紙 評価書名	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和1年12月23日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	吉川市は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	吉川市は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和1年12月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務② 事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	①子どものための教育・保育給付を行うために必要な資料の提供等の求めに関する事務 ②支給認定(利用者負担区分の決定等を含む)若しくは支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③支給認定証に関する事務 ④現況届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤職権による支給認定の変更の認定に関する事務 ⑥支給認定の取消しに関する事務 ⑦地域子ども・子育て支援事業に関する事務	①子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付を行うために必要な資料の提供等の求めに関する事務 ②教育・保育給付認定(利用者負担区分の決定等を含む)若しくは教育・保育給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③支給認定証に関する事務 ④教育・保育給付認定に係る現況届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務 ⑥教育・保育給付認定の取消しに関する事務 ⑦施設等利用給付認定若しくは施設等利用給付認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑧教育・保育認定保護者が受けたものとみなされる施設等利用給付認定に係る事実についての審査に関する事務 ⑨施設等利用給付認定に係る現況届の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑩職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務 ⑪施設等利用給付認定の取消しに関する事務 ⑫地域子ども・子育て支援事業に関する事務	事後	
令和1年12月23日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	
令和1年12月23日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和1年12月1日時点	事後	
令和2年12月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2	事後	再実施
令和2年12月25日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	再実施
令和2年12月25日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年12月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	再実施
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二116の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2の2	事後	
令和3年12月24日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和3年12月24日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年12月1日時点	令和3年12月1日時点	事後	
令和4年12月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	⑫地域子ども・子育て支援事業に関する事務 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。	⑫地域子ども・子育て支援事業に関する事務 なお、認定に係る申請は窓口、郵送、サービス検索・電子申請機能により受け付ける。 ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。	事後	
令和4年12月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	子ども子育て支援システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	子ども子育て支援システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和4年12月23日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和4年12月23日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年12月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	
令和5年12月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	子ども子育て支援システム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	子ども子育てシステム、住民記録システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和5年12月25日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	子ども子育て支援ファイル	子ども子育てシステム	事後	
令和5年12月25日	II しい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	
令和5年12月25日	II しい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	